五島市監査委員公表第２３号

令和３年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により公表する。

令和４年９月１６日

五島市監査委員　橋　本　平　馬
五島市監査委員　荒　尾　正　登

４五総第１７４１号
令和４年９月１３日

五島市監査委員　橋　本　平　馬　様
五島市監査委員　荒　尾　正　登　様

五島市長　野　口　市 太 郎

令和３年度定期監査の結果に係る措置について

令和４年２月２５日付け３五監第７６８号の令和３年度定期監査の結果における指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき通知いたします。

記

第１　監査の対象　　全ての部局

第２　指摘事項等及び措置

１　収入に関する事務の執行（諸収入の雑入に限る。）

⑴　指摘事項

ア　広告付き窓口番号案内表示システムの電気料金について

広告付き窓口番号案内表示システムについては、五島市行政財産使用料条例（平成１６年五島市条例第８１号）第３条の規定により、行政財産を使用するため必要とする電気料金は使用する者の負担とするとされているところ、令和２年２月１０日から同年３月３１日までの電気料金が徴収されていない。公有財産使用許可・貸付事務処理手順（令和３年３月２６日付け２五財第２７７０号財政課長通知）に基づき算出し、適正に徴収されたい。

【講じた措置】

［総務企画部財政課・市民生活部市民課］

令和２年２月１０日から同年３月３１日までの電気料金の未徴収分６，４２４円を令和４年３月１７日付けで請求し、同年３月２５日付けで納入を確認しております。

イ　私用コピー料について

一部の支所等においては、五島市財務規則（平成１６年五島市規則第４３号。以下「財務規則」という。）別表第１出納員が委任を受ける事務の欄に私用コピー料に関する事務が掲げられておらず、当該支所長等である出納員の受任事務とされていないにもかかわらず、市民からコピー料を徴収しているので、財務規則を整備されたい。

【講じた措置】

［総務企画部総務課（玉之浦支所　三井楽支所　岐宿支所）、
市民生活部市民課（出張所）、地域振興部文化観光課（観光歴史資料館）］

支所、出張所、観光歴史資料館においては、令和４年３月に規則の改正を行い、財務規則別表第１出納員が委任を受ける事務の欄に、それぞれコピー料の収納に関する事務を記載しております。

⑵　意見

ア　私用コピー料の徴収に関する取扱いについて

私用コピーについては、民間事業者がコピーのサービスを行っていない支所地区（富江支所及び奈留支所を除く。）において、市民が当該支所に設置しているコピー機を私的に利用したい場合は、コピー料を徴収してコピーを行っている。この取扱いは、五島市役所支所コピー機の利用に係るコピー料の徴収に関する内規（平成２１年３月２３日付け２０五総第２７４７号総務課長専決。同年４月１日施行。以下「総務課内規」という。）に基づき行われている。

また、出張所、五島市中央公園、福江文化会館、五島観光歴史資料館及び五島市立図書館においても、市民が当該施設のコピー機を私的に利用したい場合は、コピー料を徴収してコピーを行っている。これらの施設においても、平成２２年から平成２３年にかけて、概ね総務課内規に準じたコピー料の徴収に関する内規が定められている。

しかしながら、総務課内規等の定めから１０年以上を経過した現在においては、支所地区（一部の支所を除く。）にも、コンビニエンスストアがあり、市民がコピーを利用することができる状況にある。そのため、市の施設におけるコピー機の私的な利用に関しては、コピー料の徴収に関する内規を制定した当時と状況が変わってきているから、これらの内規の運用を検討するとともに、コピー料金についても、民間の類似のサービスを考慮したうえでコピー料を検討し、適正な料金を設定されたい。

【講じた措置】

［総務企画部総務課（支所）、市民生活部市民課（出張所）、地域振興部スポーツ振

興課（中央公園）、地域振興部文化観光課（観光歴史資料館）］

市の施設におけるコピー機の利用については、各施設における利用条件や現在の民間事業者のサービス提供の状況を踏まえ、それぞれの内規等について検討した結果、支所、出張所、中央公園、観光歴史資料館のコピー料金の一部について改正し、令和４年１０月１日から施行することとしております。

なお、各施設におけるコピー料金の見直し結果は、次のとおりです。

・モノクロ（Ａ３以下）のコピー料金

支所、出張所、中央公園　単価２０円（据置）

観光歴史資料館　単価１０円（据置）

※複写対象は所蔵する資料のみ

・カラー（Ａ３以下）のコピー料金

支所、出張所、中央公園　改正単価１００円（現行単価１５０円）

観光歴史資料館　改正単価８０円（現行単価１００円）

※複写対象は所蔵する資料のみ

また、支所・出張所については、従来どおり、民間事業者がコピーサービスを行っていない地区に限り、コピーサービスを行う取扱いとしております。現在、支所・出張所の中で、富江支所、岐宿支所及び奈留支所については、管内にコピーサービスを行っている民間事業者がいるため、支所長が特に必要と認める場合を除き、コピーサービスを行わない取扱いとしております。

今後は、支所・出張所管内の民間事業者のサービス提供の状況を適時把握し、内規等に基づき、適正に事務処理を行うよう、指導を徹底してまいります。